

(参考資料)

「国立国会図書館書誌データ作成・提供計画 2026-2030」の用語説明

「国立国会図書館書誌データ作成・提供計画 2026-2030」(以下「書誌計画 2030」という。)において使用する以下の用語について、補足説明を行う。

1 ビジョンに基づく取組

1.1 全国書誌の「拡張」

・全国書誌

国立国会図書館(以下「館」という。)では、国立国会図書館法第7条等に基づき、日本の全国書誌を提供している。現在の対象範囲は、館が収集した有体資料のうち、国内出版物及び外国で刊行された日本語出版物、並びに館が収集した国内の無体資料である。国立国会図書館サーチ及びそのサブ検索画面で提供しており、また有体資料の全国書誌データは JAPAN/MARC (M/S) としても提供している。

書誌計画 2030 では、従来の「館が収集した資料」という範囲に加え、関係機関が所蔵する国内で刊行された資料に対する書誌データも含めるよう、全国書誌の「拡張」を目指す。なお、雑誌記事索引データは、全国書誌には含まない。

1.2 有体資料と無体資料の組織化作業の一元化

・有体資料

『日本目録規則 2018 年版』付録D用語解説「有形資料」の項では「形態を有し手に取ることができる資料」と説明されている。書誌計画 2030 では、『日本目録規則 2018 年版』でいう「有形資料」を「有体資料」という。具体的には、冊子体、パッケージ系電子資料といった、内容を物理的な媒体に記録した資料をいう。

・無体資料

国立国会図書館法第25条の4では、「オンライン資料」とは「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。)に相当するものとして館長が定めるものをいう。」としている。

書誌計画 2030 では、国立国会図書館法第25条の4でいう「オンライン資料」、すなわち、電子書籍又は電子雑誌を指して「無体資料」という。

・組織化

書誌計画 2030 では、利用者が求めるコンテンツへのアクセスを可能にするために、有体資料

及び無体資料に対し、書誌データを作成する作業をいう。

・書誌データ

『図書館情報学用語辞典 第 5 版』「書誌レコード」の項では、「個々の資料に対する組織的に構成された書誌的事項の集合である記述に、標目を加えたものを、機械可読形である MARC レコードとして表現したもの。(中略) 同じ概念を指して「書誌データ」と呼ぶことも多い。」と説明されている。

書誌計画 2030 1.1 及び本用語説明の「全国書誌」「典拠コントロール」の項では、上記の「書誌レコード」の概念と同様「個々の資料に対する組織的に構成された書誌的事項の集合である記述に、標目を加えたもの」を「書誌データ」という。ただし、MARC レコードとして表現したものに限らない。典拠データへのリンクは「書誌データ」に含めるが、典拠データそのものは「書誌データ」に含まない。

書誌計画 2030 の上に述べた以外の部分では、本用語説明も含め、典拠データ及び雑誌記事索引データもあわせて「書誌データ」と総称する。

・書誌調整

書誌計画 2030 では、標準的な書誌的記録を作成し、利用するための仕組みづくりを「書誌調整」という。具体的には、組織化において適用する規則・基準類及び提供フォーマット等の整備を始めとする、標準的な書誌データ作成及び提供のための様々な取組をいう。

・典拠コントロール

『図書館情報学用語辞典 第 5 版』によると、「書誌的記録(書誌レコード)の統制形アクセスポイント(標目)となる個人名、団体名、著作の優先タイトル(統一タイトル)、件名などの典拠形を定め、それらが一貫して使用されるよう維持管理すること。機械可読形の目録データベースでは、(中略)典拠レコードを用い、書誌レコードとの間にリンクを形成することで、アクセスポイントの統一的使用を計ることができる。(後略)」。書誌計画 2030 では、これと同様の意味で使用。具体的には、典拠データの作成及び維持管理並びに書誌データとのリンク生成をいう。

・典拠データ

『図書館情報学用語辞典 第 5 版』「典拠レコード」の項では、「書誌的記録(書誌レコード)への検索の手がかりとなる統制形アクセスポイント(標目)について、アクセスポイントの典拠形(典拠形アクセスポイントまたは統一標目と呼ぶ)、その異形(異形アクセスポイントまたは参照と呼ぶ)、典拠形選定の根拠となった情報源などを、目録規則や典拠フォーマット(典拠レコードを対象とする MARC フォーマット)に従い記録したレコード。(後略)」と説明されている。書誌計画 2030 では、この「典拠レコード」と同様の意味で「典拠データ」の語を使用する。すなわち、アクセスポイントの典拠形、その異形などを、目録規則に従い記録したデータを「典拠データ」という。ただし、MARC フォーマットで記録されたものに限らない。

・著作

『日本目録規則 2018 年版』付録 D 用語解説によると、「個別の知的・芸術的創作の結果、すなわち、知的・芸術的内容を表す実体」を指す。書誌計画 2030 では、これと同様の意味で使用する。具体的には、情報資源の内容構成やプロットを指す抽象的な書誌的概念を指し、目録において書誌レコードをグループ化表示する際の基本的な単位となる。館では、現在、著作に対する典拠データを作成し、維持管理している。

・主題作業

有体資料、無体資料に対する書誌データに、分類、件名を付与することをいう。また、件名の典拠コントロールや非統制件名の付与を含む。

2 書誌計画 2025 からの継続及び新たな取組

2.1.3 「関連」等の充実

・関連

『日本目録規則 2018 年版』付録 D 用語解説によると、「実体(資料、個人・家族・団体、主題)間に存在する様々な関係性。」を指す。書誌計画 2030 では、これと同様の意味で使用する。具体的には、書誌データ同士のリンク、書誌データと典拠データのリンク、典拠データ同士のリンクを指す。

2.2.2 書誌調整に関する国際的な動向への対応

・リンクトデータ

書誌計画 2030 では、ウェブ上でデータをつなぎ合わせ、また他のデータとつながる形で公開・共有するための仕組み、あるいはその仕組みを用いて作成された機械可読データを指す。具体的には、書誌データから URL リンク等により他の書誌データへのリンクを公開する仕組み、あるいはその仕組みを用いて作成された機械可読データをいう。

・BIBFRAME

「リンクトデータに基づいたウェブ環境で、書誌レコードを記録し効率的に流通・交換するための、MARC フォーマットに代わる新たな枠組み。RDA が新たな目録規則として策定され、RDA で作成された書誌レコードを適切に記録する新たな器が必要となったことを受けて、米国議会図書館が中心となり開発が進められている。(後略)」(『図書館情報学用語辞典 第 5 版』より引用)

・IFLA 図書館参照モデル (IFLA LRM; IFLA Library Reference Model)

「書誌レコードや典拠レコードに求められる諸機能を概念モデル化した FRBR, FRAD, FRASD という 3 つのモデルの統合版かつ後継として、国際図書館連盟 (IFLA) が発表した概念モデル。(中略) 2017 年 8 月に同名の最終報告書として正式発表された。(後略)」(『図書館情報学用

語辞典 第 5 版』「IFLA LRM」の項より引用)

※FRBR:Functional Requirements for Bibliographic Records;書誌レコードの機能要件

※FRAD:Functional Requirements for Authority Data;典拠データの機能要件

※FRSAD:Functional Requirements for Subject Authority Data;主題典拠データの機能要件

・RDA (Resource Description and Access)

「『英米目録規則第 2 版』(AACR2)の後継となる目録規則。(中略)国際的に多くの図書館が採用するなど、現在の事実上の国際標準となっている。日本の標準規則である『日本目録規則 2018 年版』も、RDA との互換性に配慮している。」(『図書館情報学用語辞典 第 5 版』より引用)

規則は全てオンラインで公開(有償)。2020 年 12 月に IFLA LRM に対応した改訂版が公開された。

3 計画期間に限らない不断の取組

3.2 書誌データ作成の効率化

・記述

同定識別のため、個々の資料に対する書誌的事項を組織的に構成して記録すること、または組織的に構成された書誌的事項の集合をいう。